

地区整備計画図(2/2)

北
縮尺 1:2,500

地区計画及び地区整備計画区域（面積：約7.3ha）

建築物等の用途制限

- 次に掲げる建築物等を建築してはならない。
- 1 道路境界線及び地盤境界線又は緩衝地帯に面する垣又は柵の構造は、次に掲げるところとする。
（1）木柱又は柱頭部に開口があるもの、ただし、門柱、戸門又は戸上全高もしくは戸壁等の高さを除く。
（2）木柱又は柱頭部に開口がないもの、ただし、門柱、戸門又は戸上全高もしくは戸壁等の高さを除く。
（3）木柱又は柱頭部に開口があるもの、ただし、戸門又は戸上全高もしくは戸壁等の高さを除く。
- 2 法律表第1号の（1）から（2）まで、（9）から（14）までに掲げる事業を営む場合、若しくは提供する商品又は飲食料である、その用途に供する部分の床面積の合計が500m²以内のものを除く。
- 3 法律表第2号の（1）及び（13）の2に掲げる事業を営む工場、施設等。
- 4 廉価物の処理及び販売に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廉価農業物及び廉価農業物の処理業の用に供するものの運送業者を営む会社。
- 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。
- 6 公共浴場。
- 7 病院。
- 8 診療所。
- 9 老人福祉センター、児童養護施設その他これらに類するもの。
- 10 カフェ・カクテルバーその他これらに類するもの。
- 11 自転車教習所。
- 12 飯舎。
- 13 火葬場。
- 14 祭祭壇、道休安置所その他これらに類するもの。

建築物の敷地面積の最低限度 5,000m²

ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- （1）本地区計画及び地区整備計画において規制する建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地で当該規定に適合しないもの。
- （2）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第7号に規定する特種規模電気事業を除く。以下「水道事業」という。）の用に供するもの。
- （3）水道法（昭和22年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同項第3号に規定する簡易水道事業を除く。以下「水道事業」という。）の用に供するもの。
- （4）ガス事業法（昭和29年法律第1号）第2条第11項に規定するガス事業の用に供するもの。
- （5）電気通信事業法（昭和51年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（以下「電気通信事業」という。）の用に供するもの。
- （6）当該地区内の設置で製造し、若しくは加工された製品を主に販売し、若しくは提供する店舗又は飲食店。

壁面の位置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱（ペンダ、バルコニー、屋根、軒、ひさし、段段、出窓及び法規第2条第3号に規定する看板等）の面の位置については、次に掲げるとおりとする。また、隣地境界線までの距離は2.0m以上としなければならない。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 部分A 道路境界線、水路境界線又は隣地境界線までの水平距離 | 10m 以上 |
| 部分B 水路境界線までの水平距離 | 15m 以上 |
| 部分C 道路境界線までの水平距離 | 2.0m 以上 |

壁面後退域における工作物の設置の制限

壁面後退域には、建築物、施設、設備、工作物（地下工作物を除く。）を設置してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）電気事業、水道事業、ガス事業及び電気通信事業の用に供するもの。
- （2）門柱、戸門又は守衛所その他これらに類する安全上、保安上やむを得ないもの。

建築物等の高さの最高限度

- 1 建築物の高さの最高限度は、25m以下とする。
- 2 前項の規定方は、次に掲げるところによる。

- （1）戸門又は戸上部の高さは、当該建築物の高さに算入する。
（2）棟高り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。

- 3 前項に定める区分及び建築物を一体となつて屋上に位置する工作物、物置等（遮音壁を除く。）の高さは、25m以下とする。
- 4 各種の規定期定に定められた電気事業、水道事業、ガス事業及び電気通信事業の用に供するものは、適用しない。

建築物等の形態又は色彩その他の章面の制限

1 建築物及び工作物の外観は、周囲の眺望・景觀と調和するよう割合の高い色彩及び外観を有することができる限り、表示部は開口部等に於ける色彩及び遮蔽する面積が形成する面積の合計（黒色していない木材、レリーフ及びロングリーフ等の素材で仕上げた外観部を除く。）

- 2 各立面の面積の3分の1を超えない範囲とする。

色 相	色 相	彩 度
7. SRから7.5Y	2を超える	6を超える
2以下	— (全て)	
7. SGPから7.5R (7.5Rは含まない。)	2を超える	4を超える
7.5Yから7.5G (7.5Gは含まない。)	2以下	— (全て)
7.5Gから7.5P (7.5Pは含まない。)	2を超える	2を超える
2以下	— (全て)	
N(無彩色)	2以下	— (全て)

2 戸外から望される高型水槽などの工作物は、周辺の眺望・景觀と調和するよう位置、大きさ、設置方法に配慮したものとする。

3 表示部は掲示することができる屋外広告物（埼玉県屋外広告物条例第10号）又は埼玉県工場立地法地域準則条例（平成28年埼玉県条例第23号）の規定が適用されるとき。

- （1）高型又は透視表示的なファンクション。
- （2）高さは、前面道路面の路面の中心（隣地境界線にあっては敷地面）から2m以下、基礎等の高さは、0.5m以下とすること。

垣又は柵の構造の制限

道路境界線及び地盤境界線又は緩衝地帯に面する垣又は柵の構造は、次に掲げるところとする。ただし、門柱、戸門又は戸上全高もしくは戸壁等の高さを除く。

- （1）高さは、前面道路面の路面の中心（隣地境界線にあっては敷地面）から2m以下、基礎等の高さは、0.5m以下とすること。
- （2）高さは、前面道路面の路面の中心（隣地境界線にあっては敷地面）から2m以下、基礎等の高さは、0.5m以下とすること。

0 50 100 200

500